平成２６年（フ）第４３１０号
大阪市平野区喜連西３丁目16番３―409号
債務者　畑上　友紀
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井川　慶子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月３日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１１４号
奈良県磯城郡田原本町449番地の１、前住所奈良県橿原市新口町474番地　飯上アパート３
債務者　カラオケらんこと　上内冨美代
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１２０号
佐賀県三養基郡みやき町大字東尾244番地６
債務者　城野　昭浩
1　決定年月日時　平成27年６月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５４号
函館市北美原１丁目21番13号
債務者　西田　　博
1　決定年月日時　平成27年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１２７号
愛知県西尾市亀沢町494番地３　マーテルヒルズ亀沢４階Ａ号室
債務者　川原　俊寛
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１２１８号
大阪府東大阪市大蓮北３丁目21番22号
債務者　徳原麻子こと　李　　朝蘭
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５８８号
大阪市城東区野江２―17―21―202、住民票上の住所大阪府東大阪市末広町４番３号
債務者　橋本　義秀
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７５６号
大阪府高槻市登美の里町25番５号　フルネスパート２　３Ａ号、前住所大阪府高槻市大畑町１番23―204号
債務者　西林　典子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８０６号
大阪府箕面市坊島１丁目３番39―208号
債務者　豊福　幸市
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８３７号
大阪府東大阪市吉田３丁目２番10号松本マンション102号、前住所大阪府東大阪市吉田３丁目12番６号
債務者　須納瀬英子（旧姓川畑）
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８７３号
大阪府交野市藤が尾１丁目４番15棟301号
債務者　越智　　都（旧姓加田）
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８８７号
大阪府交野市私市２丁目38番１―502号
債務者　福嶌　重隆
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９５５号
大阪市東住吉区杭全５丁目９番４号　シャトーハピネス503号
債務者　辻本明義こと　金　　成龍
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０４５号
大阪府東大阪市小若江２丁目６番９号
債務者　花森　麻衣
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０６８号
大阪市西成区南津守２丁目４番３―805号
債務者　吉本　綾子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１７０号
大阪市都島区都島中通３丁目10番３号
債務者　安富　武介
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２１３号
大阪市城東区諏訪３丁目８番23―201号
債務者　増田　　弘
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部